

<http://www.city.ayabe.lg.jp/view.rbz?nd=66&of=2&ik=1&np=61&np=66&cd=5028>

○5番森 義美議員

次に、教科書バリアフリー法についてでございます。平成20年9月に、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律が施行されました。この法律の目的は、教科用特定図書等の普及の促進等を図って、障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的とするとあります。すなわち、通常の検定教科書図書では活用が困難である視覚障害を持つ児童・生徒、それにかわる教科用特定図書、拡大教科書や、点字教科書などを使用することを普及推進させることを目的にしております。また、視覚障害だけでなく、発達障害等により検定用の教科書で一般的に使用される文字・図形などを認識することが困難な者が使用する教科用特定教科書の整備及び充実について規定されております。さらに、国は、視覚障害その他の障害にある児童及び生徒が検定用教科書等にかえて使用する教科用特定教科書を購入し、小・中学校の設置者に無償で寄附するとあります。視覚障害や発達障害などにより、通常の検定用教科書では活用が困難な児童・生徒へは、それらにかわる特定教科書を無償で給付され使用することができることになっております。そこで、質問でございますが、初めに障害のある児童・生徒、児童及び生徒のための教科用図書等の普及の促進に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されましたけれども、この法に基づいた本市の対応をお聞かせ願いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○久木章平教育長

今、御紹介いただきましたような教科書バリアフリー法というのは、そういう趣旨で20年に成立をしているところであります。今の教育の中身の中で、特別に支援を要する教育というのが充実してきた一つのあかしだろうというふうに思います。言葉としてもお使いをいただきましたように、発達障害も6.3%程度いるというふうな中で、あらゆる障害というのか、発達障害も含めたその部分を、法のもとにクリアをしていかなければいけない、こういう教育の推進を図っていただいているところであります。今の話ですけれども、毎年京都府の教育委員会から、学校教育課のほうに拡大教科書及び点字教科書の需要数の報告通知があり、ということでございます。どうですかというお尋ねがあるわけでありまして。その都度、各小・中学校と連絡をとって確認を行っているというのが現状であります。そして、この教育は早期発見、早期支援ということが極めて大事な部分でございます。園や学校の先生方を中心として、あるいはカウンセラーの方にも御参加いただいて、校内委員会とかあるいは就学指導委員会というのがございます。そこで、さきさきにそういう子供たちがいないかどうかということについては取り組むようにやっているとございます。

○5番森 義美議員

そうした案内もあったり、取り組みもされておるということである程度御承知であるんだなということで、確認させていただきました。そこで、情報提供という観点から、障害のある児童・生徒はもちろんでありますけれども、子供の保護者への情報をお知らせすることが大事であり、そこからあたりの情報提供という観点からどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○久木章平教育長

先ほどの視覚障害の子供たちというのは、今、本市の小・中学校には在籍をしておりませんので、具体的に直接その保護者へっていうのは提供はできないということでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、発達障害というのは、あくまでもかな、かな、ということで、専門

には専門医の先生にそういうことをみていただくということが機会としてあるわけですが、なかなか保護者の方にとっては我が子が、いわゆる言葉としても少し抵抗がありますので、発達障害という言葉。そのことに対しての抵抗感が強くてお医者さんにみてもらわれたらいかがですかということと言っても、少し抵抗があり、そういう部分での教育保障というのがしにくいという部分も一つ課題としてございます。以上でございます。

○5番森 義美議員

そういった課題もある中でございますけども、次に文科省が定めた障害のある児童及び生徒のために、この特定図書を使用する目安として、視力が0.3未満であることが基準としてありますけども、他の児童と生徒と比べて認識に相当程度の時間を要する者は、教育委員会が認定することで使用ができることになっております。大事なことは、障害の程度を適切に把握することでありまして、人間は外からの情報の80%以上が視覚を通して得られると言われております。視覚障害のある児童・生徒は、この視覚を通しての情報が十分に得られないために日常生活や学習においてさまざまな支障や困難を伴うことがあります。障害の状態を把握するためには、視力検査や視野検査などの検査で眼科医による精密検査を実施する必要があります。検査によりまして視覚に障害があることが明らかになると、次に障害の種類や程度に応じてどのような教育的対応を講ずることが最も適切であるかを決定することになります。この決定が、児童・生徒にとって将来に係る極めて重大な問題であることから、正確で豊富な資料に基づいて公正な判断が求められておるわけでございます。その判断によりまして、特別支援学級が適切なのか、また特別支援学級が適切なのか、通常学級での対応となるのか、適切な就学相談が行われることが児童・生徒の将来や保護者にとっても重要であります。保護者にとりましては、通常学級で学ばせたいとの思いがあることから、この特定教科書の使用について、保護者への情報提供を前広にしていくと。今後のこともありまして、今こうしてお話もさせていただいておるわけでございます。そしてまた、今、教育長が言われましたように発達障害におきましても、そういった、今後そういう可能性といいますか、こっちの教科書を提供したほうが本当にこの人のためになるなということの見きわめということも、今後していく必要があるので、あえてお話をさせていただきました。そういったことで、教科書の、文科省が教科書の無償給付の対象としている児童・生徒、今把握をしていないというようなことで、お話ありましたけども、再度そこら辺の状況、把握を再度お聞かせ願いたいと思います。

○久木章平教育長

先ほど申し上げましたように、本当に子供たちの発達や発育ということを注視しなくてはならないというふうに思っております。最高にその子の命、あるいは能力を輝かすということでは、先ほど申し上げましたけれども、早期に発見をして、そして早期にその子に一番適した支援をさせていただいて、そしてその子に一番適した就学の期間で学んでくれることがその子の命を輝かしていくことになろうというふうに思っておりますので、そういう部分で最大の努力を今後もしていきたいというふうに思っております。

○5番森 義美議員

ありがとうございます。ぜひ、また努力をしていただいて、対処のほどひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、教科書バリアフリー法の施行を機に、平成21年9月より財団法人日本障害者リハビリテーション協会がボランティア団体の協力を得まして、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用しデジタル化対応することでテキスト文字に音声を同期させて読むことを可能にしたマルチメディアデジ版教科書の提供を始めました。具体的には、パソコンや大型テレビの画面に映

し出された教科書の文字や写真を音声聞きながら読み進めていくものでございます。よりわかりやすく、言えば音声にあわせて読み上げている文字の色を変えることで読みやすくなるもので、カラオケの画面を想像していただければイメージとしてつかめると思います。発達障害の中でもLD学習障害、中でも読んだり書いたりすることが苦手とされるディスレクシアと呼ばれる症状は、知的には問題なく、聴覚視覚の知覚的機能は正常なのに読み書きに関しては特徴のあるつまずきや学習の困難を示すもので、LDの中心的な症状だとも言われております。長い文章を正確に早く読むことが困難、文中に出てきた語句や行を抜かしたり、繰り返して読む。一字一字は読めても文意をとるのが難しいなど、学校生活の場面でいえば、教科書や黒板に書かれた字を認識すること自体に困難があったり、その結果授業に集中できなかつたりします。こうしたディスレクシアの症状の発現率は25人に一人程度存在すると言われております。決して少ない数字ではありません。そこで、注目されるのがデイジーと呼ばれる技術でございまして、デイジーとは視覚障害者や普通の印刷物を読むのが困難な人々のために開発維持している国際基準規格のことで、専用のソフトウェアを使いパソコンの画面上で本を再生、あるいは作成する技術でございまして。先ほど申し上げました日本障害者リハビリテーション協会では、この技術を用いてデイジー教科書を作成し、申請をいただいた方への提供を行っております。文科省では、21年度よりこのデイジー教科書などの発達障害等の障害特性に応じた教材のあり方や、それを活用した効果的な指導方法等について実証的な調査研究が実施されております。平成21年12月現在で約300人の児童・生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デイジー教科書の普及推進への期待が高まっております。しかし、デイジー教科書は無償給与の対象となっておりません。したがって、保護者はもちろん教育委員会の皆さんや教育の方々の認識もまだまだおこなっているのかなど考えるわけでございますけれども、そこで、このデイジー教科書の提供が開始されましたが、本市でも普及を図っていくべきではないかなと考えまして、その考えをお聞かせ願いたいと思います。

○久木章平教育長

先ほども申し上げましたように、特別に支援を要する教育の推進ということで、その視点で早期発見、早期支援という形を基本的なスタンスとしては持っております、申請も含めて、あるいは御相談も含めて、窓口は開いているところでありますけれども、現在、本市においてはデイジー教科書云々を使わしてくれ、あるいは使っているという、そういう例はございません。聞くところによりますと、京都府内では盲学校のほか、通級指導教室や特別支援学級などの一部で活用が始められているというふうにお聞きしているところでございます。通常学級でこのデイジー教科書を使っておられる例はないというふうなことでございます。ただ、京都新聞ですか、22年6月8日に京都府内では40人近く特別支援学級や通級指導教室に通う児童・生徒が主に家庭学習等で活用しているものと思われるというふうな、そういう記事も出ておりましたので、綾部市に全くないということは言えません。先ほどからずっと申し上げておりますように、そういうお申し出、あるいはそういうことであれば早期発見に努めて、そして早期支援に努めていきたいということでございます。

○5番森 義美議員

よく教育長の思いもわからせていただきました。このデイジーにつきましては、それぞれまた保護者の皆さん方に情報もそうしてしていただいて、そういったいいものがあるのであれば、我が子にもそうした教育のことを勧めていただきたいというような、やはり申し出もPR次第で出てくるのではないかとということでもあります。そういったことで、これからの対応のためにも、そして前もって準備なりそうしたことに備えていただくという観点からも、非常に大事なことであろうかと思っておりますので、また御検討なりいただいて、そういった場合にまた対応のほう一つよろしくお願ひしたいと思っております。